

## 4.4 作業計画の作成

### 4.4.1 作業計画の項目

石綿含有建材の除去等作業を行うにあたっては、事前調査の結果を踏まえ、作業の方法や作業工程等について作業計画を作成しなければならない。

大防法では、大防法施行規則第16条の4において、特定工事の元請業者又は自主施工者が遵守すべき作業基準として、特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき作業を行うこととされている。

また、石綿則第4条においても、事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならないとされている。

作業計画は、大防法や石綿則による届出が必要な場合に添付する必要があるが、届出が不要な石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されている建築物等の解体等の場合にも作成する必要がある。

大防法及び石綿則で定められた作業計画の記載事項から、作業計画に記載すべき事項を表4.4.1に整理した。

作業計画は大防法及び石綿則で作成義務が定められているが、それぞれの法令ごとに個別に作成する必要はなく、1つの作業計画を両法令における作業計画とすることも可能である。ただし、その場合は両法令の必要事項を満たす作業計画を作成する必要がある。

作成した作業計画は、当該作業を行う全ての作業者に周知しなければならず、作業は作業計画に従つて行わなければならない。また、大防法では作業を下請負人が実施した場合、元請業者は作業完了時に作業計画に基づき適切に作業が行われていることを確認することとしている。そのため、作業計画は現場に備え付け、手順等の見直しがあれば適宜計画を修正する必要がある。

表 4.4.1 作業計画の記載事項

作業計画の記載事項	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 4 第一号)	石綿則 (石綿則第 4 条第 2 項)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
	同工事の場所	—
②石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類	—
	特定粉じん排出等作業の実施の期間	—
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積	—
③石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法	石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	—
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要	石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
⑥安全衛生	—	石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

#### 4.4.2 作業計画の記載事項

##### (1) 工事の概要

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工事の場所等を記載する。工事を実施する場所の住所又は住所がない場合は、地番を記載する。また、工事名、現場案内図等も記載することが望ましい。

##### (2) 石綿含有建材除去等作業

石綿の除去等作業の種類、実施の期間、作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積を記載する。

特定粉じん排出等作業の種類については、大防法施行規則別表第 7 のどの作業基準が適用されるかが分かるよう、除去、囲い込み、封じ込めのいずれの作業を行つかを記載する。また、除去等に伴う負圧隔壁養生、隔壁養生、原形のまま取り外し等の作業の種類も記載する。これらと同等以上の効果を有する措置を講ずる場合は、その措置の内容を記載する。

作業の実施期間は除去等作業の開始から終了までの予定期間を記載する。予定が変更になった場合は、記載を修正する。

作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積は、解体等を行う範囲にある石綿含有建材の種類（吹付け材、保温材、岩綿吸音板、仕上塗材等、判別で

きる範囲で詳細に記載をする）とその使用箇所、使用面積を記載する。使用箇所や使用面積については図面に記載しても差し支えない。

事前調査結果の報告書等があれば添付する。

### (3) 石綿飛散防止措置

石綿の除去等作業の方法（石綿等の粉じんの発散を防止し又は抑制する方法）、石綿の除去等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況を記載する。

石綿の除去等作業の方法については、具体的な作業の方法及び石綿飛散防止措置及び順序を記載する。作業者がこの方法・順序に従って作業することを踏まえ、できるだけ具体的に記載する。

記載が必要な事項としては以下の事項が考えられる。

#### 【全ての作業で記載が必要な事項】

- ・ 施工部位、施工数量
- ・ 作業場、施工区画の明示（立入禁止区画の明示と立入禁止措置方法）
- ・ 事前調査結果、作業内容、石綿の影響等に係る掲示の内容、方法、場所
- ・ 作業者の入退場管理の方法
- ・ 除去等の方法、手順（試験施工する場合はその手順を含む）、作業手順を変更した場合のルール（作業者への周知、都道府県等・労働基準監督署への連絡（必要な場合）、計画の修正等）
- ・ 石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法
- ・ 周辺への粉じん飛散防止方法（湿潤化等の方法）
- ・ 使用機器等（薬液等を含む。）
- ・ 清掃の方法
- ・ 取り残しの有無等の確認方法（実施者、方法）
- ・ 記録等の体制
- ・ 廃棄物の処理の方法（除去された石綿の種類（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物）、処理方法及び廃棄物発生量の見込み、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の一時保管の場所と保管方法及び掲示方法、処理施設の場所と運行経路（処理ルート）産業廃棄物処理業（収集運搬と処分）の許可証、委託契約書の写しを添付）
- ・ 作業環境測定の方法（実施する場合）
- ・ 大気環境測定の方法（実施する場合）

#### 【負圧隔離養生を伴う除去等作業で記載が必要な事項】

- ・ 負圧隔離養生の方法（隔離シート等の設置方法、集じん・排気装置の設置方法（台数、換気能力、気流の流れの計画等））
- ・ セキュリティゾーンの設置方法
- ・ 作業終了時及び中断時に洗身を十分に行うことができる作業方法及び順序（隔離空間における作業終了又は中断後から、休憩等の次の予定に移るまでの間に、隔離空間における作業に従事した労働者が一人一人身体に付着した石綿等を十分に洗い落とし、全員が退出することができる十分な時間が確保されていること）
- ・ 作業開始前の確認事項（集じん・排気装置の事前点検、負圧状況の確認）
- ・ 作業中の確認事項（機器の点検、集じん・排気装置のフィルタの交換頻度、負圧管理、保護具、漏えいが疑われる状況が確認された場合の対応方法）
- ・ 作業後の確認事項（隔離空間内の清掃の方法、隔離空間内の粉じんの処理方法、薬液等の散布方法）
- ・ 隔離を解除する際に、石綿繊維が大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認方法
- ・ やむを得ない事情により総纖維数濃度の測定を行わない場合はその事情を記載する

#### (グローブバッグを使用する場合)

- ・ グローブバッグの製品概要（シートの厚さ等）
- ・ 除去作業開始前の密閉状況の点検方法
- ・ 湿潤化の方法
- ・ グローブバッグを外す方法、グローブバッグから工具等を持ち出す際の方法

#### 【隔離養生（負圧不要）を伴う除去等作業】

- ・ 隔離養生の方法
- ・ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する際は、切断等以外の方法によることが技術上困難な理由及び切断等を行う箇所
- ・ 石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去を行う際は使用する電動工具等  
※電動工具は、取扱説明書等に従い適切に使用することできるものであるかを確認する。

### (4) 工事の工程表

石綿除去等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要（方法及び順序）を記載する。

石綿の除去等作業を含む解体等工事全体の工程がわかるよう記載する。解体後に新規建築物等の建設を行う場合は、解体工事終了までの工程で差し支えない。

また以下の仮設計画関連についても記載した方がよい。

- ・ 作業床（足場等）外部養生の設置方法
- ・ 安全通路確保の計画
- ・ 仮設照明の設置場所

### (5) 施工体制

解体等工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所、下請負人が石綿の除去等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を記載する。

現場責任者の連絡場所は、連絡がとれる電話番号や通常在席している場所を記載する。

また、全体の施工体制が分かるよう、体制図等も記載する。体制図には石綿作業主任者名や特別管理産業廃棄物管理責任者名、緊急時対応（連絡先、連絡ルート等）についても記載する。

### (6) 安全衛生

石綿が使用された建築物等の解体等の作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法を記載する。

具体的には、労働者が使用する保護具や保護衣の種類、管理方法及び扱い方、呼吸用保護具の適正な選定及び使用方法等の管理方法を記載する。また、じん肺健康診断の実施確認や石綿健康診断の実施確認の方法についても記載する。

その他、熱中症予防対策、転倒・墜落・転落・飛来・落下災害等の労働災害防止方法についても記載することが望ましい。

### (7) その他

石綿のばく露・飛散防止の観点からみると必ずしも記載が必要とはいえないが、安全かつトラブルのない作業を行う上では検討が必要な事項であり、整理しておくことが望ましい。

- ・ 石綿除去会社等の選定方法
- ・ 各種届出、管轄の監督官庁との調整事項
- ・ 地方公共団体や近隣住民との協定等の有無
- ・ 特殊条件

#### 4.4.3 下請負人への説明

大防法では、元請業者又は下請負人が、石綿の除去等作業を伴う建設工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等を、その請け負わせる者に説明しなければならないとしている。

説明が必要な事項は以下の事項である。

- ・ 石綿の除去等作業の方法
- ・ 石綿の除去等作業の工程を明示した解体等工事の工程の概要
- ・ 石綿の除去等作業の種類
- ・ 石綿の除去等作業の実施期間
- ・ 石綿の除去等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積

下請負人への説明の際は、作業計画等を示して作業の内容や注意点を確認することが望ましい。

## 4.5 作業実施等の届出

### 4.5.1 作業実施等の届出について

事前調査の結果、解体等工事を行う建築物等に石綿含有吹付け材等が使用されていることが判明した場合は、大防法及び安衛法・石綿則に基づく作業実施等の届出が必要となる。

大防法では、発注者等に届出の義務がある。発注者等は、大防法第18条の17に基づき、解体等工事の開始の14日前までに都道府県知事（政令等により委任されている市については、市長）に特定粉じん排出等作業の届出を行わなければならない。

石綿則では、事業者に届出の義務がある。事業者（建設業及び土石採取業に限る。）は、安衛法第88条第3項に基づき、除去等作業の開始の日の14日前までに労働基準監督署に計画の届出を行わなければならない。建設業及び土石採取業以外の事業者については、石綿則第5条に基づき、あらかじめ労働基準監督署長に作業の届出を行う必要がある。なお、除去等作業を数次の請負契約によって実施する場合には、元請業者等が届出を行ってよい。

石綿含有吹付け材等が使用されていない場合は、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されていても大防法、安衛法・石綿則の届出のいずれも不要である。ただし、作業計画の作成は必要になる。

なお、令和4（2022）年4月1日以降は、一定規模の解体等工事について、石綿の有無に関わらず、大防法では都道府県知事等へ、石綿則では労働基準監督署長へ、事前調査結果等の報告が必要となった。

#### （1）届出対象工事

作業実施等の届出対象となる工事は、石綿含有吹付け材並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る解体等工事である。

表4.5.1 大防法と安衛法・石綿則の届出要件の整理表

石綿含有建材の種類	作業の種類	届出義務者	
		大防法	安衛法・石綿則
石綿含有吹付け材	解体、改修等 (封じ込め、囲い込み)	○※1	○※2
石綿含有保温材等	解体、改修等	×	×
石綿含有成形板等			
石綿含有仕上塗材			

○：届出対象、×：届出対象外

※1 石綿を含有する配管保温材を、非石綿部の切断により除去する場合は不要。

※2 建設業及び土石採取業の場合は安衛法第88条の「計画の届出」、それ以外の業種に属する事業者は石綿則第5条第1項の「作業の届出」を行う。

#### （2）届出先

大防法の特定粉じん排出等作業の実施の届出は、解体等を行う建築物等がある場所の都道府県等に行うこととなる。都道府県等によっては、保健所や地方事務所等において届出の受付を行っている場合があるほか、条例により、届出の受理権限等が政令市以外の市の長に委任されている場合もあるので、届出時に確認が必要である。なお、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合については、14日前までという制限はないが、速やかに届け出る必要がある。

安衛法に基づく計画届又は石綿則に基づく作業の届出は、解体等を行う建築物等がある場所の管轄労働基準監督署に届け出ることとなる。

#### 4.5.2 届け出るべき事項

大防法及び安衛法、石綿則に係る届出では、表 4.5.2 の事項について定められた様式に記入し、届け出る必要がある。なお、大防法においては、表 4.5.2⑦の項目以外の届出事項は作業計画の項目と同じであるため、作成した作業計画を届出書の様式に記入した上、必要に応じて⑦について追記し、必要な書類を添付して届け出る。

表 4.5.2 届出事項

大防法 (大防法第 18 条の 17)	安衛法、石綿則 (安衛法第 88 条第 3 項、 安衛法施行規則第 91 条第 2 項 石綿則第 5 条第 1 項)
様式第 3 の 5 に以下の事項を記載する ① 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 当該届出対象特定工事の場所 ③ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ④ 特定粉じん排出等作業の種類 ⑤ 特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑥ 特定粉じん排出等作業の方法 ⑦ 作業方法が大防法第 18 条の 19 に定められたものではない場合はその理由  上記届出には、以下を記載した書類を添付する。 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	<b>【安衛法】</b> 様式第 21 号に以下の書類を添付 ① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 ② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面 ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 ④ 工法の概要を示す図面 ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 ⑥ 工程表 <b>【石綿則】</b> 様式第 1 号の 2 に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添付  ※詳細については表 4.5.3 参照

表 4.5.3 安衛法第 88 条第 3 項及び石綿則第 5 条第 1 項に基づく届出に係る添付書類等届出の様式、  
期日、添付書類

	計画の届出	作業の届出
様式	安衛則関係様式第21号 「建設工事計画届」	石綿則関係様式 第1号の2 「建築物解体等作業届」記載例
届出期日	工事を開始する14日前まで	作業を開始するまで
添付書類等	1. 現場案内図 2. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 3. 石綿等の除去工事概要書 4. 事前調査結果 ※石綿等の種類、使用量、含有率等が明記されていること。 5. 当該作業に係る建設物等の概要を示す図面（平面図、立面図等） ※石綿等が吹き付けられている箇所及び隔離を行う場所が明記されていること。 6. 工事用の機械、設備、建設物等の配置等を示す図面 ※負圧除じん装置、汚染除去室等の位置及び構造を明確にすること。 7. 石綿等の除去方法を示す図面又は書面 8. 労働災害を防止するための方法等 ※隔離のための養生方法、湿潤方法、換気計画、作業環境測定計画等を明記すること。石綿作業主任者名、特別教育実施記録呼吸用保護具、保護衣等のカタログ、高所作業となる場合には足場計画、昇降設備等墜落防止措置、夏季においては熱中症対策を明確にすること。 9. 工程表（工事全体工程表及び石綿除去に係る工程表） ※養生、除去等の日程が明記されていること。	1. 現場案内図 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2. 当該作業に係る建設物等の概要を示す図面（平面図、立面図等） ※除去する石綿等の箇所及び隔離又は立入禁止措置を行う場所が明記されていること。  様式第1号の2の「石綿ばく露防止のための措置の概要」について i. 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去作業の作業場所の隔離（石綿則第6条） ii. 石綿等の切断等の作業を伴わない作業の立入禁止措置その旨の表示（石綿則第7条） iii. 除去作業及び切断等の作業での湿潤化、呼吸用保護具及び作業衣、保護衣の使用（石綿則第13条、14条） iv. 特別教育の実施（石綿則第27条）  等の必要な措置内容を具体的に記載。（別紙可）
備 考	現場の状況等により上記以外に追加の図面等が必要な場合がある。	

### (1) 添付書類について

届出書に添付すべき書類については、大防法に基づく届出書と安衛法に基づく届出書に添付される書類とが概ね同一である場合は、同じ添付書類を届出書に添付してもよい。大防法及び安衛法の添付書類の対応関係は、おおよそ以下のとおりである。

表4.5.4 大防法及び安衛法に規定する届出添付書類の対応関係

大防法に規定する書類	↔	安衛法に規定する書類
一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	(注 1)	① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	(注 2)	⑥ 工程表 (+④及び⑤の図面又は書面)

※項目頭の数字については表4.5.2を引用

(注 1) 同じもので差し支えない。

(注 2) 特定粉じん排出等作業の工程が明示されている必要がある。

なお、「④工法の概要を示す図面」や「⑤労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」の中で工程について記載されていれば、それも該当する。

## 【大防法に基づく届出の添付書類例】

### 1. 工事概要（例）

#### (1) 工事名称

品川〇〇ビル模様替工事

#### (2) 工事場所

東京都港区〇〇 1 丁目 2 番 3 号

#### (3) 工事期間

自 令和〇年〇月〇日 一 至 令和〇年〇月〇日

#### (4) 工事内容

品川〇〇ビル模様替工事内オフィスビル吹付石綿除去工事

#### (5) 元請業者（特定工事を施工する者）

〇〇建設株式会社 東京支店

〇〇作業所

東京都〇区〇〇 〇 丁目 〇 番 〇 号

連絡先 Tel 03 - 〇〇〇〇-〇〇〇〇

現場責任者 〇〇 〇〇

連絡先 Tel 〇〇〇 - 〇〇〇〇-〇〇〇〇

#### (6) 下請事業者

石綿除去工事業者

〇〇建設株式会社

〇〇作業所

東京都〇区〇〇 〇 丁目 〇 番 〇 号

連絡先 Tel 03 - 〇〇〇〇-〇〇〇〇

現場責任者 〇〇 〇〇

連絡先 Tel 〇〇〇 - 〇〇〇〇-〇〇〇〇

#### (7) 工程表

別紙－1 を参照

#### (8) 施工範囲図

別紙－2 を参照

#### (9) 石綿含有建材除去数量

吹付け石綿除去工事数量

石綿使用場所及び部位		石綿使用数量 (m <sup>2</sup> )		石綿の種類
① 1 階 オフィスビル	壁	316.3	m <sup>2</sup>	クリソタイル
② 2 階 オフィスビル	壁	316.3	m <sup>2</sup>	
③ 1、2 階 オフィスビル	天井	100	m <sup>2</sup>	
合 計	—	732.6	m <sup>2</sup>	

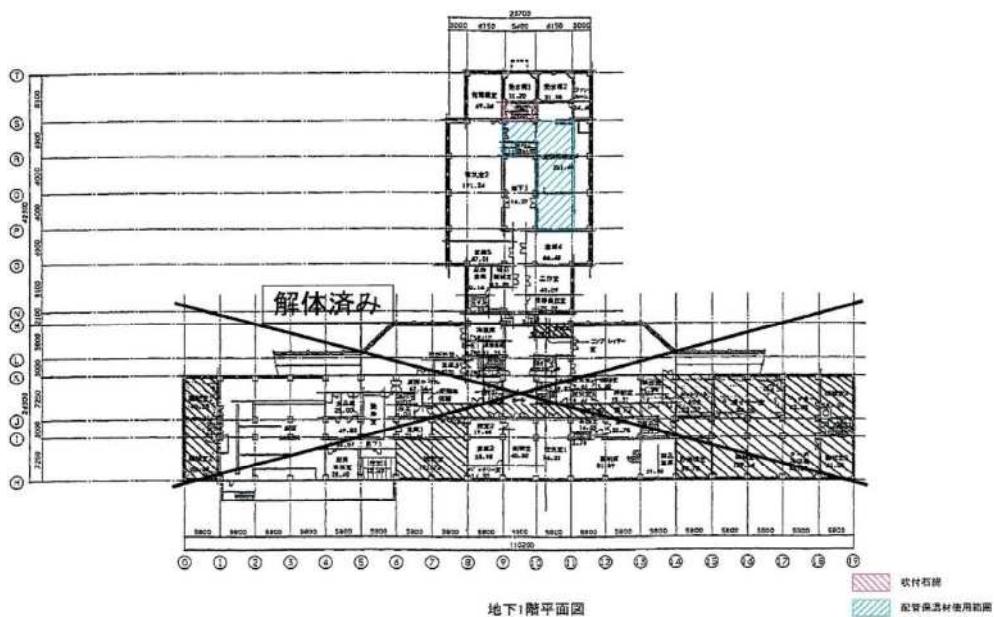
## 2. 工程表（例）

品川〇〇ビル模様替工事

工程表

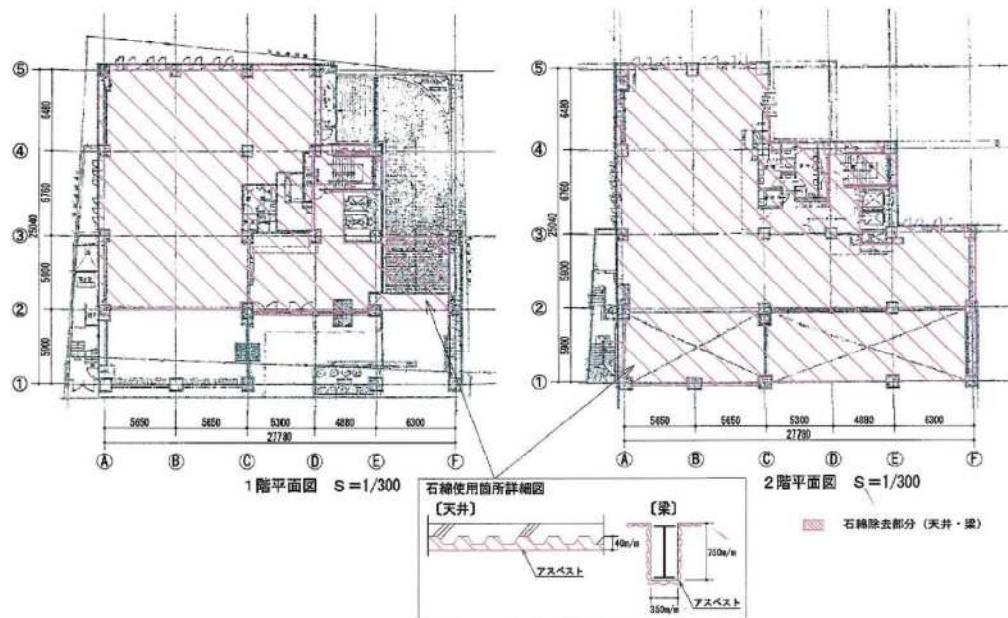
工種	作業場所	6月					7月					8月															
		日	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日							
養生他	大教室・2階廊下・通路養生																			火	水	木	金	土	日	月	
仮設工事	仮設足場																										
アスベスト除去工事																											

## 施工範囲図



さらに、届出書様式の備考1等の規定により、以下の図面を添付する必要がある。

- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図（主要寸法、特定建築材料使用箇所を記入）
- ・作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入）



※これらは、必要な事項が記載されていれば、1つの図面としてもよい。